

（前照灯等）

**第42条** 走行用前照灯と同等の性能を有する配光可変型前照灯を備える自動車として保安基準第32条第1項の告示で定めるものは、灯光の色、明るさ等が協定規則第149号の技術的な要件（同規則4.及び5.3.に限る。）に定める基準に適合する走行用ビーム（走行状態における照射光線をいう。以下同じ。）を発することのできる配光可変型前照灯を備える自動車とする。

2 走行用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 自動車（次号及び第3号に掲げるものを除く。）に備える走行用前照灯にあつては、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.1.（種別B及びDに係わるものに限る。）に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第149号の規則5.1.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第149号の規則3.5.1.1.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.5.1.1.、4.5.1.3.、4.5.1.4.及び4.5.2.2.（b）に限る。）に定める基準及び協定規則第112号の技術的な要件（同規則改訂版補足第8改訂版の規則5.3.1.（5.3.1.1.及び5.3.1.2.を除く。）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJ I S規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

二 最高速度20km/h未満の自動車（次号に掲げるものを除く。）、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える走行用前照灯にあつては、次に掲げる基準とする。

イ 走行用前照灯は、その全てを同時に照射したときは、夜間にその前方100m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、50m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有し、かつ、その最高光度の合計は430,000cdを超えないこと。

ロ 最高速度20km/h未満の自動車に備える走行用前照灯は、イの規定にかかわらず、安全な運行を確保できる適当な光度を有すること。

ハ 走行用前照灯の灯光の色は、白色であること。

三 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備える走行用前照灯にあつては、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4及び5.1.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第149号の規則5.1.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第149号の規則3.5.1.1.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.5.1.1.、4.5.1.3.、4.5.1.4.、4.5.1.5.、4.5.1.6及び4.5.2.2.（b）に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJ I S規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場

合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。

- 3 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える走行用前照灯であって、直進姿勢において測定したときの光度の計測値が以下の各号の基準に適合するものは、前項第2号の基準に適合するものとして取り扱う。
  - 一 除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度が35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車にあっては、走行用前照灯（四灯式にあっては、主走行用ビーム）の最高光度点が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの10分の3下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度は1灯につき10,000cd以上であること。
  - 二 カタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては、走行用前照灯（四灯式（同時に点灯する4個の走行用前照灯を有するものをいう。以下同じ。）のものにあっては、主走行用ビーム（走行用ビームのうち主たるものをいう。以下同じ。））の光度が最大となる点（以下「最高光度点」という。）が、前方10mの位置において、走行用前照灯の照明部の中心を含む水平面及び当該水平面より当該照明部中心高さの5分の1下方の平面に挟まれた範囲内にあり、かつ、走行用前照灯の最高光度点における光度が次に掲げる光度以上であること。
    - イ 4灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯しない構造のものは、1灯につき15,000cd
    - ロ 4灯式以外のもので、すれ違い用前照灯が同時に点灯する構造のものは、1灯につき12,000cd。ただし、12,000cdに満たない場合にあっては、同時に点灯するすれ違い用前照灯との光度の和が15,000cd。
    - ハ 4灯式のものは、主走行用ビームが1灯につき12,000cd。ただし、12,000cdに満たない場合にあっては、他の走行用前照灯との光度の和が15,000cd。
- 4 走行用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第3項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。
- 5 保安基準第32条第4項ただし書きの告示で定める基準は、10,000cdとし、この規定によりすれ違い用前照灯を備えなくてもよいこととされる自動車は、その光度がこの基準未満である走行用前照灯を備える最高速度20km/h未満の自動車とする。
- 6 すれ違い用前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第5項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 自動車（次号及び第3号に掲げるものを除く。）に備えるすれ違い用前照灯にあっては、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.2に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第149号の規則5.2.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第149号の規則3.5.1.1.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.5.1.1.、4.5.1.3.、4.5.1.4.、4.5.1.5.、4.5.2.2.(b)及び4.12.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJ I S規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
- 二 最高速度20km/h未満の自動車（次号に掲げるものを除く。）、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、次に掲げる基準とする。
  - イ すれ違い用前照灯は、その照射光線が他の交通を妨げないものであり、かつ、その全てを同時に照射したときに、夜間にその前方40m（除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車及び農耕作業用小型特殊自動車に備えるものにあつては、15m）の距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
  - ロ 最高速度20km/h未満の自動車であつてその光度が10,000cd以上である走行用前照灯を備えるものにあつては、すれ違い用前照灯は、イの規定にかかわらず、すれ違い用前照灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
  - ハ すれ違い用前照灯の灯光の色は、白色であること。
- 三 二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるすれ違い用前照灯にあっては、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.、5.2.及び5.4.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第149号の規則5.2及び5.4.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第149号の規則3.5.1.1.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.5.1.1.、4.5.1.3.、4.5.1.4.、4.5.1.5.、4.5.1.6.、4.5.2.2.(b)及び4.1.2.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJ I S規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
- 7 すれ違い用前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第6項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指

定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。

- 8 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.及び5.3.に限る。）に定める基準とする。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては協定規則第149号の規則5.3.の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第149号の規則3.5.1.1.の規定に適合すればよいものとし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.5.1.1.、4.5.1.8.、4.5.2.2.(b)及び4.12.に限る。）に定める基準は適用しないこととし、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあつてはJIS規格C7709に定められた形状、定格電球以外の電球を使用する場合にあつてはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとする。
- 9 配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第9項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。
- 10 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の技術的な要件（同規則第6改訂版補足第11改訂版の規則5.及び6.に限る。）に定める基準とする。
- 11 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第149号の技術的な要件（同規則の規則4.16.及び5.3.に限る。）に定める基準に適合する配光形態のうち配光制御信号（当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。）が出力状態にない状態（以下「基本すれ違い状態」という。）であり、かつ、協定規則第149号の規則5.3.5.1.に規定される範囲にカットオフ（すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。）を有する場合において、灯火ユニット（配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。）の光源の目標光束（光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。）の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。
- 12 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合であり、かつ、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.に関する前照灯及び前照灯洗浄

器の部品が、当該前照灯の一体型部品として型式の指定を受けている場合には適用しないものとする。

- 13 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、別添56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準とする。